

環境影響評価書案審査意見書

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子
（公 印 省 略）

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業
種 類：道路の新設
- 対象事業の所在地
起 点：東京都国立市谷保
終 点：東京都国立市富士見台四丁目

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

1 計画道路は、鉄道立体化が計画されているJR南武線と立体交差する計画であり、事業範囲の一部が重複している。工事の施行中の建設機械の稼働及び完了後の自動車の走行について、立体交差することによる騒音の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに事業間で連携や調整を図り、近隣住宅や施設への十分な配慮を行うこと。

2 建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした勧告基準値を下回っているが、計画道路周辺には住宅等が近接することから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音は、評価の指標とした環境基準値を下回っているものの現況を大きく上回り、その影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、周辺住民に対して十分な説明を行うこと。

【生物・生態系】

計画道路と矢川との交差部を橋梁構造とすることで矢川の流水部の改変を行わず、矢川の水質及び水生生物の生息・生育環境への影響は小さいとしているが、橋梁部の構造、矢川の水路側壁や法面の撤去範囲などが示されていない。このため、橋梁部の構造等を可能な限り明らかにした上で、矢川の水生生物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。